# 議事細則の要綱

一、司會—本部役員が司會す。

二、議長—出席代議員中より議場にはかり行ふ。

三、議長の職務—

1、議場を整理し議事の進捗をはかる。

2、議長は左記各種委員會及び書記を任命し議事の進行をはかる。

(イ)大會委員會

(ロ)各種委員會(資格審査、議案、會計、法規、議事、役員、その他)

(ハ)書記

3、議長は各種委員會に出席發言することを得

4、議長議案の討議に参加せんとするときはその議案の審議中議長たることを得ず。

四、代議員は、議長の指示の下に發言及表決に參加する。本部役員は發言の權限を有するも表決に參加することを得ず。言論は人身攻撃其他大會の權威を損ふが如き事項に渉ることを得ず。

五、議事—議事日程は議事委員會之を定む。議案に豫め上程日時を指定することを得。

六、議案

1、議案は中央委員會、地方聯合會、加盟組合より提案すること。

2、議案の説明には案文の朗讀を省略することを得。

3、議案は印刷にして配布することを原則とす。

4、議長は説明、質疑、討論時間の制限を附することを得。

七、質問—質問せんとするものは豫め書記長に質問要旨を附して通告し議長は通告順に從つて發言せしむべし。

八、討論—討論につき發言せんとするものは豫め賛成反對の意見を附して書記長に通告すること議長は反對賛成の順序にて交互に發言せしむること。趣旨の辯明のため以外は討論一人一回限りとす。

九、動議—動議は賛成者五名以上を得て書記長に提出、議長は即決又は議場に諮り採擇を決す

十、議案の修正又は撤回

1、提案者は賛成者の同意を得て議案の撤回をなすことを得

2、原案に對し修正意見あるものは討論以前に五名以上の賛成者を得て提出することを得

十一、表決

1、議長は討議のつくされたるを認めたる時及討論終結の動議成立したるときは表決を議場に宣すべし。この宣告後は發言及入場するを許さず。

2、採決の方法は原案に遠きものより順次、擧手起立を以て決す。或は異議を唱ふる三十名以上の賛成者あるとき又は議長必要と認め、又は要求ありたるときは投票を以て、規約第十二條により決す。何れも過半數に満たず且つ[illegible]決すべからずと議決されたるときは特別委員會に修正案[illegible]立案せしむることを得。

3、出席代議員數三分の二に[illegible]たざるときは採決は無効と[illegible]

十二、大會委員會、議長の議事の進行上必要ありと認めたるときは大會委員會を開くことを得。議長には大會議長之に當る。

十三、各種委員會

1、委員長を互選し委員長は大會に支障を來さざる時間において議長の許可を得て委員會を開き主宰すべし。

2、委員長より制限を附せざるときは代議員、本部役員は傍聽することを得。

3、委員會は附託されたる事項以外に渉つて審議することを得ず。

4、委員會は三分の二以上出席するに非ざれば審議することを得ず、過半數を以て決す、可否同數なるときは委員長之を決す。

5、委員長討議に加はるときは議長の席を讓るものとす。

6、委員長は決定事項を大會に報告すべし。

十四、特別委員會

1、必要あるときは議長の指名は單記投票を以て五名以上を選任、委員長を互選す。

2、各種委員會の項2、3、4、5は本項にも適用す。

3、委員長は審議の結果を本會に報告すべし。その際少數意見を發表するものとす。

十五、分科委員會

1、議長は議事進行上必要ありと認めるときは分科委員會を設置し、報告事項及び大會議案の審議をなさしむ

2、議長は議事委員會と協議の上豫め、各分科委員會に附託すべき事項を決定す。

3、分科委員會の委員は、議長之を指名し、委員長及び幹事若干名を互選す。本部役員は必要に應じ出席發言することを得。

4、分科委員會は公開とし、且つ開催中は、本會議を休憩するものとす。

5、分科委員會の決定は委員長より會議に報告し審議に附するを要す。

十六、閉會

1、議長は議事終了し又は會期滿ちたるときは閉會を宣す。

2、閉會前審議未了の議案は消滅す。

3、議長は書記長に命じ議事録を作製せしめ本部に提出するものとす。

附則

1、議長の統制に服せざる者に對しては發言禁止又は退場を命ずることを得。

2、本細則は昭和八年十八十五日より實施す。

社會政策時報原稿用紙